

危機的な状況にある言語・方言の実態に関する調査研究等委託実施要項

平成22年2月22日
文化庁次長決定
平成23年7月19日
平成24年5月24日
平成25年7月30日
平成27年4月27日
平成28年6月 3日
一部改正

1 趣 旨

我が国における言語・方言のうち、消滅の危機にあるものについて、ユネスコが平成21年に発行した”Atlas of the World’s Languages in Danger”の内容を踏まえ、その実態に関する調査研究を行う。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、東北沿岸部を中心に被災や避難に伴い、地域の特色ある方言の継承が危機的な状況であるとの指摘もあり、「東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日）」においても、「『地域のたから』である文化財や歴史資料の修理・修復を進めるとともに、伝統行事や方言の再興等を支援する。」と明記されており、被災地域の方言の保存・継承・再興に関する調査研究及び取組も併せて行う。

2 委託業務の内容

文化庁は上記1の趣旨を実現するため、以下の調査研究及び取組の実施を委託する。

- (1) 我が国における言語・方言の現状（これまでの状況を含む。）に関する調査研究
- (2) 我が国における言語・方言のうち、消滅の危機にあるもの、または消滅の危機に瀕している可能性があるものに関する調査研究
- (3) (2)に係る言語・方言の保存・継承・再興に関する調査研究及び取組
- (4) その他、我が国における消滅の危機にある言語・方言の現状把握のために必要な調査研究

＊ 以上の調査研究の実施に当たっては、言語・方言の「消滅の危機」の程度に係る判断基準や根拠等を明らかにした上で実施すること。

3 業務の委託先

文化庁は上記1の趣旨を実現するため、都道府県（それぞれの教育委員会並びに、それぞれが設置した文化施設の設置者、管理者又は直営文化施設の長を含む。）、市区町村（それぞれの教育委員会並びに、それぞれが設置した文化施設の設置者、管理者又は直営文化施設の長を含む。）又は法人格を有する団体に業務を委託する。

4 委託期間

委託期間は、委託を受けた日から委託を受けた日の属する年度終了の日又は業務が完了した日のいずれか早い日までとする。

5 委託手続

- (1) 団体が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文化庁に提出すること。
- (2) 文化庁は、上記により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体に業務を委託する。

6 委託経費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に必要な経費（賃金、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、消費税相当額、再委託費、一般管理費）を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、受託団体が本契約の定めに違反したとき又は委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除及び経費の全部又は一部に係る委託費の返還を命じることができる。

7 業務完了の報告

受託団体は、業務が完了したとき（契約を解除したときを含む。）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了（廃止）した日から30日を経過した日又は委託を受けた日の属する年度の最終日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

8 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記7により提出された委託業務完了報告書について照合及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適切であると認めたときは、委託費の額を確定し、受託団体へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、業務に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

9 その他

- (1) 文化庁は、受託団体における業務の実施が上記1の趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、本委託業務の実施に当たり、指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 受託団体は、本委託業務の遂行によって知り得た事項については、その秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項で定める事項のほか、本業務委託の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領に定めるところによる。